

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年7月10日(2025.7.10)

【国際公開番号】WO2023/033045

【出願番号】特願2022-553058(P2022-553058)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/10(2013.01)

【F I】

A 6 1 M 25/10 5 3 0

10

【手続補正書】

【提出日】令和7年7月2日(2025.7.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

20

可撓性を有する外筒シャフトと、

前記外筒シャフトに挿通された可撓性を有する内筒シャフトと、

前記外筒シャフトに固定され、前記外筒シャフト内の空間を介して供給される内部流体の圧力により短手方向に拡張又は収縮するバルーンと、

前記バルーンの外周側に配置され、前記外筒シャフトと前記内筒シャフトの長手方向における相互の可動により前記バルーンと独立して短手方向に拡径又は縮径する固定部材と、を有し、

前記内筒シャフトの先端部と前記固定部材の先端部が互いに固定され、前記外筒シャフトの先端部と前記固定部材の後端部が互いに固定され、

前記固定部材は、拡径時に外部流体の通過が可能な隙間を有する、バルーンカテーテル

30

。

【請求項2】

前記固定部材は、線材からなり、

前記線材は、編組形状、織り形状、螺旋形状、直線形状からなる形状のいずれかを有する、請求項1記載のバルーンカテーテル。

【請求項3】

前記線材は、ヤング率が60～500GPaであり、引張強さが500MPa以上である、請求項1又は2記載のバルーンカテーテル。

【請求項4】

前記内筒シャフトは、該内筒シャフトの遠位端に設けられた太径部と、該内筒シャフトの近位端に設けられ、前記太径部よりも内径が小さい細径部とを備え、

前記バルーンは、前記内筒シャフトの細径部に固定され、

前記固定部材は、前記内筒シャフトの太径部に直接固定されている、請求項1又は2記載のバルーンカテーテル。

【請求項5】

前記線材の断面積は、0.0019mm<sup>2</sup>以上であり、

前記バルーンは、弾性材料の層を含む1層以上からなり、

大動脈弁狭窄症治療用である、請求項1又は2記載のバルーンカテーテル。

【請求項6】

前記線材の断面積は、0.0038mm<sup>2</sup>以上であり、

50

前記バルーンは、弾性材料の層及び樹脂繊維の編組層を含む2層以上からなり、  
ステント拡張用である、請求項1又は2記載のバルーンカテーテル。

【請求項7】

前記線材の断面積は、 $0.0063\text{ mm}^2$ 以上であり、  
前記バルーンは、弾性材料の層及び樹脂繊維の編組層を含む3層以上からなり、  
人工弁破碎用である、請求項1又は2記載のバルーンカテーテル。

10

20

30

40

50